

事 務 連 絡
令和3年4月30日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

入国時の検査証明書所定フォーマット利用の勧奨等について

厚生労働省より、下記の通り標記に関する情報が発出されておりますので、貴都道府県において内容ご了知いただくとともに、貴都道府県登録の旅行者等にご周知のほどよろしくお願いたします。

記

海外から日本へ帰国・入国する場合、滞在国・地域に関係なく、また、国籍問わず、すべての方が、滞在国出国前72時間以内に検査を受けた新型コロナウイルス検査陰性の検査証明書の提出が必要です。

2021年3月19日より、日本入国・帰国時にこの検査証明書を提出できない方は検疫法に基づき、日本国籍であっても日本への上陸が認められません。

また、出発国において搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。

検査証明書の取得が困難かつ真にやむを得ない場合には、出発地の在外公館にご相談ください。

なお、検査証明書は、原則として、厚生労働省の所定のフォーマットをご利用ください。

●所定のフォーマットに対応する医療機関がない場合には、任意のフォーマットの提出も妨げられませんが、「検査証明書へ記載すべき内容」が満たされている必要があります。

●また、有効な検体、検査方法等が記載された検査証明書のみ有効と取り扱われます。

詳細につきましては、以下の厚生労働省HPをご確認ください。

厚生労働省HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html